

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報

設置者名	太陽建設株式会社
施設名称	市原エコセンター
設置場所	千葉県市原市八幡海岸通1969-65
問合せ先	環境事業部 0436-42-9777

廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1. 産業廃棄物処理施設のすべてに共通する維持管理の技術上の基準

[廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第12条の6]

	維持管理基準	施設の構造・措置
1	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	受け入れる産業廃棄物は必要に応じて事前に廃棄物データシートなどで組成を確認し、処理能力に見合った適正なものか管理します。受入時に目視により確認し、トラックスケールにて計量します。
2	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	保管施設、焼却施設の能力を超えた受け入れは行いません。廃棄物の供給量については、その量が施設の処理能力を超える事のないように管理します。又、廃油及び廃液等はタンクの水位計で時間当たりの噴霧量を管理します。
3	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は直ちに原因を明らかにし、必要なら施設の運転を停止します。また流出した廃棄物の回収作業を行い、原因の解明と再発防止対策を講じます。
4	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、毎日施設の点検を行います。又、定期的に1回/月の停止期間を設け点検・補修を行い、異常を認めた場合には速やかに機器のメンテナンスを行います。
5	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	廃棄物の保管は建屋内及びタンク内で行い、施設外への廃棄物の飛散、流出を防止します。焼却棟建屋内の空気を燃焼用空気として引き込むことにより、室内を負圧に保ち臭気の外部漏えいを防ぎます。
6	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	蚊、はえ等の害虫が発生しないように管理するとともに、薬剤の散布その他必要な対策を実施し、施設の清潔の保持に努めます。
7	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	ポンプ、送風機、その他騒音、振動の発生源となるおそれのある機器については、適切に保守・点検を行うことにより性能を維持し、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう努めます。
8	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設からの排水は、敷地外へ放流しません。施設で発生する排水は、地下貯留槽に集水し施設減温塔で噴霧処分します。
9	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。	維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、5年間保存します。

2. 産業廃棄物焼却施設の維持管理上の基準

[廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第12条第7項第5号に記載の

廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第4条の5第1項第2号の項目]

	維持管理基準	施設の構造・措置
2-イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	本施設はピット・クレーン方式のため、ピットに貯留する廃棄物はバケットクレーンにより攪拌し、常時、ごみが均一になるよう混合します。
2-ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、投入機が作動する前に投入扉が自動で閉められるため、外気と遮断された状態で投入を行えます。また、ごみはバケットクレーンで計量管理し、定量ずつ連続的に投入します。
2-ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。	焼却炉上部に温度計を設置し、炉頂部に設けた助燃装置を用いて、燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保ちます。
2-ニ	焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰の熱しやく減量が10パーセント以下になるよう、燃焼温度、空気量、滞留時間等を管理して焼却します。
2-ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転開始時は、A重油の助燃用バーナを作動することにより、800℃まで炉内温度を速やかに上昇させます。
2-ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転停止時は、A重油の助燃用バーナを作動することにより、炉内温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くします。
2-ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	炉内の燃焼ガスの温度を連続的に測定する熱電対及び記録するための装置を設けており、常時測定、記録します。
2-チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	バグフィルタ入口の燃焼ガス温度を、200℃以下とするように減温塔の噴霧水量の制御を行ない、多量の水と接触することによりおおむね200℃以下に冷却します。
2-リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	バグフィルタに流入する燃焼ガスの温度は、減温塔出口に熱電対を設置して、連続的に測定し、記録します。
2-ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	減温塔には減温灰の灰出し装置を設けます。バグフィルタには圧縮空気による逆洗装置を設けます。
2-ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス中の一酸化炭素濃度を常時モニタリングし、必要に応じて再燃焼バーナを使用して炉内を高温に保ち、燃焼空気量を調整することで完全燃焼させます。また、一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録するための排ガス濃度記録計を設置しています。 ・再燃焼室では排ガス温度が800℃以上、2秒以上滞留できる容積を有しています。 ・燃焼ガス温度及び燃焼空気量を調整することにより、CO濃度を100ppm以下にします。

	維持管理基準	施設の構造・措置
2-フ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	排気筒から排出する排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定する排ガス濃度記録計を設置し、連続測定し、記録します。
2-ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を1.0ngTEQ/m ³ 以下となるように、ごみを安定して高温で焼却します。 ① 800℃以上での燃焼 ② 2秒以上の焼却炉滞留時間 ③ 200℃以下への排ガスの急冷 ④ バグフィルタ直前の煙道に活性炭吹き込み
2-カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律および、大気汚染防止法に定められた項目及び周期での定期測定を実施し、記録します。 ・ダイオキシン類の濃度を年一回以上 ・ばい煙濃度を2月に一回以上
2-コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	集じん性能の高いバグフィルタを設置し、定期的に設備の保守・点検を行い、正常な状態を維持すると共に日常運転管理を行うことで排ガスの排出基準値を維持するように努めます。
2-タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	水は水蒸気となり排気筒から排出されるため、水の飛散及び流出によって支障は生じません。
2-レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	焼却灰は灰出コンベアで搬送され直接コンテナ内に排出し貯留します。ばいじんは混練装置で薬剤処理後、直接コンテナ内に焼却灰と分離して排出し、貯留します。
2-フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・異状加熱の発生を防止するために、焼却炉内温度を常時モニタリングします。 ・炉体高温部に廃棄物が接触しないように遮へい板を設置しています。 ・地震による火災を防止するため、燃料供給を自動で遮断できる感震器を設けています。 消火設備は消防法を遵守した火災報知器、消火器を設置し、毎年法定点検を実施します。

[廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則 第12条第7項第5号の項目]

	維持管理基準	施設の構造・措置
1	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃（令第7条第12号に掲げる施設にあつては、1100℃）以上に保つこと。	焼却炉上部に温度計を設置し、炉頂部に設けた助燃装置を用いて、燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保ちます。
3	令第7条第5号に掲げる施設及び同条第12号に掲げる施設（廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。）にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第12条の2第5項第2号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認められた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	事故時における受入設備からの廃油が流出し、地下に浸透しないようにコンクリート製の防油堤を設けています。また、定期的に点検し、異常時は速やかに必要な措置を講じます。